

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号改正平成 13 年法律第 151 号、以下「PFI 法」という。）第 5 条第 3 号の規定により、九州大学（伊都）実験施設等整備事業に関する実施方針について平成 17 年 11 月 18 日に公表したが、内容の一部を変更したのでこれを公表する。

平成 18 年 1 月 5 日

国立大学法人 九州大学総長 梶山 千里

九州大学（伊都）実験施設整備事業 実施方針

平成 17 年 11 月 18 日

（平成 18 年 1 月 5 日 変更）

国立大学法人 九州大学

はじめに

国立大学法人九州大学（以下「大学」という。）は、九州帝国大学として1911年に創設され、創造性に富み人間性豊かで優秀な人材を多数輩出するとともに、中核的な研究・教育拠点として、世界に冠たる優れた研究業績を積み重ねてきました。

21世紀は高度知識社会の時代といわれており、科学技術、学術文化の飛躍的發展と次代を担う優れた研究者や高度専門職業人の育成が強く求められています。また、大学において蓄積された科学技術や学術文化、多様な資料や施設などの開放を通じて、地域社会との交流を深めることも強く求められるようになっております。

大学では、以上のような時代の変化、諸課題に対応するために、大学改革によって国際的・先端的学術拠点としての大学構築を進めるとともに、それに相応しい研究・教育施設の整備、新しいスタイルのキャンパス生活を実現するため、現在、福岡市西区元岡・桑原地区、志摩町及び前原市に新天地を求め、伊都キャンパスを建設しています。

このうち、工学系の実験施設を九州大学伊都キャンパスに配置し、整備を行う予定です。

大学は九州大学（伊都）実験施設整備事業の実施にあたり、財政負担の縮減並びに民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用を図るため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号 改正平成13年法律第151号、以下「PFI法」という。）に基づく事業として実施することを予定しています。

PFI法に基づく特定事業の選定及び当該特定事業を実施する民間事業者（選定事業者）の選定を行うに当たって、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成12年3月13日総理府告示第11号）、「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」（平成13年1月22日）等に則り、本事業の実施方針として定めましたので、ここに公表いたします。

目 次

1. 特定事業の選定に関する事項	1
(1) 事業内容に関する事項	1
(2) 特定事業の選定方法等に関する事項	5
2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項	6
(1) 落札者の選定に係る基本的な考え方	6
(2) 選定の手順及びスケジュール	6
(3) 入札の公告	7
(4) 入札説明書に対する質問・回答	7
(5) 参加表明書、資格確認申請の受付、資格確認通知の発送	7
(6) 提案書の受付	7
(7) 入札参加者の備えるべき参加資格	7
(8) 審査及び選定に関する事項	10
(9) 落札者を選定しない場合	11
(10) 契約に関する基本的な考え方	12
(11) 提出書類の取扱い	12
3. 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	12
(1) 予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担	12
(2) 提供されるサービス水準	13
(3) 選定事業者の責任の履行に関する事項	13
(4) 事業の実施状況のモニタリング	13
4. 立地並びに規模及び配置に関する事項	14
(1) 立地に関する事項	14
(2) 土地に関する事項	15
5. 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	15
(1) 紛争が生じた場合の基本的な考え方	15
(2) 管轄裁判所の指定	15
6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	15
(1) 選定事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	15
(2) 大学の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	16
(3) いずれの責めにも帰さない事由により本事業の継続が困難となった場合	16

(4)	融資機関（融資団）と大学の協議	16
7.	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	16
(1)	法制上及び税制上の措置に関する事項	16
(2)	財政上、金融上の支援に関する事項	16
(3)	その他の支援に関する事項	17
8.	その他特定事業の実施に関し必要な事項	17
(1)	情報公開及び情報提供	17
(2)	入札に伴う費用負担	17

1. 特定事業の選定に関する事項

(1) 事業内容に関する事項

1) 事業名称

九州大学(伊都)実験施設整備事業

2) 事業に供される公共施設等の種類等

ア 公共施設等の種類

教育研究実験施設

イ 公共施設等の立地

- ・ 立地場所 福岡県福岡市西区元岡7-4-4番地(九州大学構内)
- ・ 市街化調整区域
- ・ 用途地域 未指定
- ・ 建ぺい率 40%
- ・ 容積率 50%

3) 公共施設等の管理者等の名称

国立大学法人 九州大学総長 梶山 千里

4) 事業目的

工学部等の移転に伴って必要となる、九州大学伊都キャンパス実験施設(以下「本施設」という。)の整備・維持管理を行う。

5) 施設概要

ア 基本方針

本施設は、工学部等の教育・研究に必要となる実験施設であり、特殊実験環境等(荷重、大空間等)の理由から研究教育棟とは分離して設置することにした実験施設である。

イ 建設予定地

九州大学伊都キャンパス内(詳細は添付資料 資料2による)

ウ 規模

1. 本施設(実験施設 詳細は添付資料 資料3による)

場所	施設名称	延床面積 (㎡)
ウエスト2号館北	構造系独立実験棟	640
ウエスト2号館北	都市環境システム工学実験棟	1,775
ウエスト2号館北	高圧ガス貯蔵所	20
ウエスト2号館北	環境地盤材料実験棟	1,360

場所	施設名称	延床面積 (㎡)
ウエスト2号館北	海洋構造工学実験棟	470
ウエスト2号館北	電力実験棟	220
ウエスト2号館北	高圧実験棟	240
ウエストセンター群	超伝導システム科学研究センター	1,430
ウエストセンター群	寒剤供給支援施設	400
計		6,555

6) 事業概要

選定事業者は、PFI法及び「九州大学新キャンパス・マスタープラン2001」に基づき、創意工夫を発揮し、新たに建設される本施設の工事監理、建設、維持管理業務及びこれらを実施する上で必要な関連業務を行う。なお、業務要求水準書(案)は後日公表する。

特定事業の選定を行った場合には、本事業に関連する事項について業務要求水準書等に示すことを予定している。

選定事業者の行う業務は、以下のとおりとする。

ア 事業内容

施設整備

- ・ 施設整備に係る建設工事及びその関連業務
- ・ 工事監理業務
- ・ 建設工事及びその関連業務に伴う各種申請等の業務

維持管理

選定事業者は、事業期間中、本施設の維持管理を行う。

- ・ 建物保守管理業務
- ・ 設備保守管理業務
- ・ 清掃業務

* 維持管理業務にかかる光熱水費は、選定事業者の業務範囲には含まない。

* 大規模修繕については、大学が直接行うこととし、選定事業者の業務範囲には含まない。

イ 選定事業者の収入

大学の選定事業者に対する支払いは、選定事業者が実施する本施設の建設等に係る対価と維持管理に係る対価から成る。

当該建設等に係る対価について、大学は、維持管理開始から事業期間中に、選定事業者に対し、PFI法第10条第1項に基づいて公共施設等の管理者等と選定事業者との間で締結する事業契約(以下、「事業契約」という。)に定める額を割賦方式により支払う。

また、維持管理に係る対価について、大学は、供用開始から事業期間中に、選定事業者に対し、事業契約に定める金額を支払う。

7) 事業方式

PFI法に基づき、選定事業者が自らの提案をもとに本施設の建設等を行った後、大学に所有権を移転し、「事業契約書(案)」等に示される内容の業務を行う方式(いわゆるBTO(Build, Transfer, Operate)方式)により実施する。

土地は大学所有の財産とし、選定事業の建設等及び維持管理に必要な範囲を、原則として選定事業者は無償で使用することができる。

8) 事業期間等

事業期間は、事業契約締結の日から平成33年3月31日までの期間とする。

9) 事業スケジュール(予定)

ア 契約の締結時期	平成18年7月
イ 事業期間	
先行引渡し部分 5)ウ	
・ 建設等期間	平成18年7月～平成19年3月
・ 引渡し	平成19年3月
・ 大学への所有権移転手続完了	平成19年3月
・ 維持管理期間	平成19年4月～平成33年3月
最終引渡し部分 5)ウ	
・ 建設等期間	平成18年7月～平成19年8月
・ 引渡し	平成19年8月
・ 大学への所有権移転手続完了	平成19年8月
・ 維持管理期間	平成19年9月～平成33年3月

10) 事業に必要と想定される根拠法令等

PFI法及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」(平成12年総理府告示第11号、以下、「基本方針」という。)のほか、下記に掲げる関連の各種法令等に拠ることとする。

国立大学法人法

国立大学法人九州大学会計規則及び関連する会計規定等

建築基準法

消防法

都市計画法

労働安全衛生法

その他関係法令、条例等

上記に関するすべての関連施行令・規則等についても含むものとし、また本事業を行うにあたり必要とされるその他の関係条例及び関係法令等についても遵守すること。

1 1) 事業期間終了時の措置

事業期間の終了時、選定事業者は、当該施設を入札説明書等に示す良好な状態で速やかに明け渡すこと。

1 2) 実施方針に関する質問受付、実施方針に関する質問回答公表

九州大学施設部施設企画課において、実施方針に対する民間事業者等からの質問を受け付ける。質疑応答は以下の要領にて行う。

【実施方針等に関する質問の提出】 (本手続きは終了した)

ア 受付期間： 平成 17 年 11 月 21 日 (月) ~ 12 月 2 日 (金)

イ 提出方法： 実施方針に記載の内容に関して質問の内容を簡潔にまとめ、質問書 (様式 1) に記入の上、提出のこと。

質問書は電子ファイル (Word, Excel , テキストファイル等) とし、当該電子ファイルを添付した電子メールまたは当該電子ファイルを保存した 3.5 インチのフロッピーディスクの持参もしくは郵送のいずれかで期限必着にて提出のこと。

ただし、電子メールの場合は着信を確認すること。なお、回答を受けける担当者の部署、氏名、電話及び FAX 番号、メールアドレスを必ず記載すること。

あて先：九州大学施設部施設企画課企画係

〒812-8581

福岡市東区箱崎 6 丁目 1 0 番 1 号

FAX : 0 9 2 - 6 4 2 - 2 2 0 7

電子メールアドレス：sskkeika@jimu.kyushu-u.ac.jp

ウ 回答： 質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、平成 17 年 12 月 19 日 (月) までに九州大学ホームページの掲載等その他適宜の方法により公表する。

九州大学ホームページ： <http://shisetsu.shisetsu.kyushu-u.ac.jp>

1 3) 実施方針に対する意見受付、意見等に対するヒアリング

民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に公共施設等の整備等を実施することを目的に、九州大学施設部施設企画課において、実施方針に対する民間事業者等からの意見及び具体的な提案を以下の要領にて受け付ける。

【実施方針等に関する意見等の提出】 (本手続きは終了した)

ア 受付期間： 平成 17 年 11 月 21 日 (月) ~ 12 月 2 日 (金)

イ 提出方法： 実施方針に記載の内容に関して意見等の内容を簡潔にまとめ、意見・提案書 (様式 2) に記入の上、提出のこと。

意見・提案書は電子ファイル (Word, Excel , テキストファイル等)

とし、当該電子ファイルを添付した電子メールまたは当該電子ファイルを保存した3.5インチのフロッピーディスクの持参もしくは郵送のいずれかで期限必着にて提出のこと。

ただし、電子メールの場合は着信を確認すること。なお、回答を受ける担当者の部署、氏名、電話及びFAX番号、メールアドレスを必ず記載すること。

あて先：上記12)のイに同じ。

- ウ ヒアリング： 民間事業者等から提出のあった意見及び提案等のうち、大学が必要であると判断した場合、直接ヒアリングを行うことがある。

14) 実施方針の変更

実施方針の公表後における市場調査、民間事業者等からの意見を踏まえ、特定事業の選定までに、実施方針の内容（事業内容、リスク分担のあり方等）を見直し、実施方針の変更を行うことがある。

なお、変更を行った場合は、速やかに、その内容を九州大学ホームページ及び文部科学省ホームページへの掲載等その他適宜の方法により公表する。

九州大学ホームページ：<http://shisetsu.shisetsu.kyushu-u.ac.jp>

文部科学省ホームページ：

<http://sisetuweb1.mext.go.jp/mdbskn/frontsite/MF000.asp?BT=N>

(2) 特定事業の選定方法等に関する事項

1) 選定方法

大学は、以下の評価基準に基づき、大学自らが実施する場合に比較して、民間事業者が実施することにより効率的かつ効果的に事業が実施される場合に、本事業を特定事業として選定する。

ア 施設整備並びに維持管理等が同一水準にある場合において、大学の財政負担の縮減が期待できること。

イ 大学の財政負担が同一水準にある場合において、施設整備並びに維持管理等の水準の向上が期待できること。

2) 選定基準・手順

次の手順により客観的評価を行い、評価の結果を公表する。

ア コスト算出に関する定量的評価

イ 事業者に移転されるリスクの検討

ウ PFI事業として実施することの定性的評価

エ 上記ア～ウを見込んだVFM (Value for Money) の検討による総合的評価

3) 特定事業の選定結果の公表

前項に基づき本事業を特定事業と選定した場合は、評価の内容とあわせて、速やかに九州大学ホームページ及び文部科学省ホームページへの掲載等その他適宜の方法により公表する。

なお、事業の実施可能性についての客観的な評価の結果等に基づき、特定事業の選定を行わないこととした場合にあっては同様に公表する。

2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

(1) 落札者の選定に係る基本的な考え方

本事業は、建設段階から維持管理段階の各業務を通じて、選定事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、民間事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定する必要があることから、落札者の選定に当たっては、施設の建設等及び維持管理に係る対価の額並びに建設等・維持管理能力その他の条件により選定（いわゆる総合評価一般競争入札：「国立大学法人九州大学会計規則第42条 第2項」）を行う予定である。

落札者の選定は二段階により実施し、第一段階は資格等要件審査、第二段階は提案内容審査を行う。

(2) 選定の手順及びスケジュール

事業者選定にあたっての手順及びスケジュール（予定）は、下記の通りである。

平成 18 年 1 月 10 日	特定事業の選定
平成 18 年 2 月 1 日	入札公告、入札説明書、概要設計図書等の公表
平成 18 年 2 月 1 日以降	入札説明書等に関する説明会
平成 18 年 2 月 1 日以降	入札説明書等に関する質問受付（第 1 回）
平成 18 年 2 月 1 日以降	入札説明書等に関する質問回答公表（第 1 回）
平成 18 年 2 月下旬	設計図書公表
平成 18 年 3 月 22 日	参加表明書、参加資格の確認、VE 提案受付
平成 18 年 4 月 3 日	第 1 次審査結果の通知、VE 結果通知
平成 18 年 4 月 3 日以降	入札説明書等に関する質問受付（第 2 回）
平成 18 年 4 月 3 日以降	入札説明書等に関する質問回答公表（第 2 回）
平成 18 年 5 月 9 日	入札提出書類の受付
平成 18 年 6 月 15 日	落札者の選定及び公表
平成 18 年 7 月 31 日	選定事業者と契約締結及び公表

(3) 入札の公告

実施方針に対する民間事業者等からの意見等を踏まえ、入札説明書等（入札公告、入札説明書、業務要求水準書、落札者選定基準、事業契約書（案）等）を公表する。

なお、本事業は、平成6年4月15日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「WTO政府調達協定」という）の対象であり、「国立大学法人九州大学政府調達事務取扱規程」等に基づいて実施する。

(4) 入札説明書に対する質問・回答

入札の実施に関する具体的事項は入札説明書において示す。

入札説明書の内容に関する質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、公表する。

(5) 参加表明書、資格確認申請の受付、資格確認通知の発送

本事業の応募者に参加表明書及び資格審査に必要な書類の提出を求める。資格審査の結果は、応募者に通知する。なお、参加表明書の提出方法、時期、資格審査に必要な書類等の詳細等については、入札説明書等により提示する。

(6) 提案書の受付

資格審査通過者に対し、入札説明書等に基づき本事業に関する事業計画の提案内容を記載した提案書の提出を求める。提案書の審査に当たって、大学が必要であると判断した場合は、応募者に対して個別にヒアリングを行うこともある。なお、提案書の提出方法、時期、提案に必要な書類等の詳細等については、入札説明書等により提示する。

(7) 入札参加者の備えるべき参加資格

1) 入札参加者の参加要件等

入札参加者は、単独企業（以下「入札参加企業」という。）又は複数の企業（以下「構成員」という。）で構成されるグループ（以下「入札参加グループ」という。）とし、入札参加者は、2-(10)-2)に示す特別目的会社に必ず出資する者であること。入札参加企業又は入札参加グループの構成員のいずれも、以下の要件を満たすこと。また、入札参加者又は入札参加グループの構成員以外の者で、事業開始後、選定事業者から直接業務を受託し、又は請け負うことを予定している者（以下「協力会社」という。）についても、参加表明書において協力会社として明記し、以下の要件を満たすこと。

なお、入札参加グループで申し込む場合には、参加表明書の提出時に代表企業名を明記し、必ず代表企業が応募手続きを行うこと。

- ア 国立大学法人九州大学契約事務取扱規程第5条及び第6条に該当しないものであり、かつ同規程第4条に規定する資格を有するものであること。
- イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしていない者、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者又は商法(明治32年法律第48号)に基づき会社整理の申立てをしていない者であること。
- なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者、民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者又は商法に基づき会社整理手続開始の申立てをした者にとっては、手続開始の決定がなされた後に文部科学省の審査を受け一般競争参加者の資格を有する者であること。
- ウ 参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限から落札者の選定が終了するまでの期間に、九州大学の経理責任者から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」(平成17年4月1日付け17文科施第22号文教施設企画部長通知)に基づく指名停止を受けていない者であること及び「国立大学法人九州大学における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領」に基づく取引停止措置を受けていないこと。
- エ 大学が本事業について、導入可能性調査業務を委託したPwCアドバイザリー株式会社、設計業務を委託している株式会社梓設計及び株式会社テクノ工営並びに今後アドバイザリー業務を委託する企業と資本面若しくは人事面において関連がある者が参加していないこと。なお、アドバイザリー業務の受託者は、平成18年1月頃決定する予定である。
- オ 大学が九州大学新キャンパス工学系地区基本設計業務を委託した三菱地所・シーザー・ペリ・三島設計共同体(三菱地所株式会社及び株式会社三菱地所設計、シーザー・ペリ アンド アソシエーツ ジャパン株式会社及び株式会社三島設計、以下、「MCM」という。)並びにMCMがこの業務の提携関係にあるササキアソシエーツ(Sasaki Associates Inc.)、及びこれらの企業と資本面若しくは人事面において関連がある者が参加していないこと。
- カ 大学が九州大学新キャンパスセンター地区基本設計業務を委託した黒川紀章・日本設計共同体(黒川紀章建築都市設計事務所及び株式会社日本設計)、及びこれらの企業と資本面若しくは人事面において関連がある者が参加していないこと。
- キ 入札参加企業、あるいは入札参加グループの構成員及び協力会社、及びこれらの企業と資本面若しくは人事面において関連がある者のいずれかが、他の入札参加企業、入札参加グループの構成員又は協力会社として参加していないこと。
- ク 2.(8)において定める審査委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者が参加していないこと。
- なお、「資本面において関連がある」とは、一方の会社が他方の会社の総株主の議決権の100分の50を超える、又は有限会社の総社員の議決権の100分の50を超える議決権を有する場合をいい、「人事面において関連がある」とは、一方の株式会社の

代表取締役又は有限会社の取締役が他方の株式会社の代表取締役又は有限会社の取締役を兼職している場合をいう。(上記工、オ、カ、キについても同様)

2) 入札参加者の構成員等の資格等要件

入札参加企業又は入札参加グループの構成員並びに協力会社のうち工事監理、建設、維持管理の各業務に当たる者(落札者が特別目的会社を設立した場合には、特別目的会社からこれらの業務を受託する者を含む)は、それぞれア～ウの要件を満たすこと。なお、ア～ウのうち、複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができる。ただし、同一の会社が建設業務と工事監理業務を兼務することはできない。また、建設会社と資本面又は人事面において関連のある者が工事監理業務を実施することも認めない(資本面又は人事面において関連のある者の定義は上記1)のクと同様)。

ア 工事監理に当たる者は次の要件をすべて満たすこと。

文部科学省において平成17・18年度設計・コンサルティング業務に係る有資格者として登録されている者であること。

経営状況が健全であること。

なお、ここでいう経営状況が健全であることとは、手形交換所における取引停止処分を受けていない者、主要な取引先から取引停止を受けていない者、及び経営状態が著しく不健全でない者をいう。

不正又は不誠実な行為がないこと。

建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

平成7年度以降に、本事業と同種業務の建物の工事監理実績を有すること。

・ 業務実績

ア) 地上2階建て以上かつ延べ面積1,400㎡以上の校舎、研究施設、庁舎又は事務所の工事監理実績を有すること。

イ 建設に当たる者は、次の要件を満たすこと。

建設に携わる入札参加企業、入札参加グループの構成員又は協力会社は、文部科学省において一般競争参加者の資格を有し、各工事において各工事区分において「一般競争参加者の資格」(平成13年1月6日文部科学大臣決定)第1章第4条で定めるところにより算定した平成17・18年度の点数(一般競争(指名競争)参加資格認定通知書の記2の点数)が次の点以上であること。

建築一式工事 1,250点(ただし、建築一式工事にあたるものが複数ある場合は、うち1者が満たせばよいこととし、その他の者は1,050点とする。)

電気工事 950点

管工事 950点

なお、複数の工事を同一の企業が実施することは、差し支えない。

また、各工事を複数の企業が共同して実施することは差し支えない。ただし、この場合においては、共同して工事を実施する全ての入札参加企業又は入札参加グループの構成員及び協力会社が上記を満たすものとする。

提案内容に対する建設業法（昭和22年法律第100号）の許可業種につき許可を有して営業年数が5年以上である者であること。

ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。

平成7年度以降に、本事業と同種業務の建物実績があること。

共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

- ・ 業務実績

- ア) 地上2階建て以上かつ延べ面積1,400㎡以上の校舎、研究施設、庁舎又は事務所の建物施工実績を有すること。

- ウ 維持管理に当たる者は、次の要件を満たすこと。

文部科学省競争参加資格（全省庁統一規格）において平成16・17・18年度に九州沖縄地域の「役務等の提供」のA、B又はCの等級に格付けされている者であること。

請負を実施するに必要とする資格を有していることを証明した者であること。

平成7年度以降に、本事業と同種業務の維持管理業務実績を有すること。

- ・ 業務実績

- ア) 地上2階建て以上かつ延べ面積1,400㎡以上の建物の維持管理実績を有すること。

なお、参加表明書により参加の意思を表明した入札参加グループの構成員及び協力会社の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、大学と協議を行うこととする。また、落札者については、事業契約締結までに上記1)及び本資格等要件を欠くような事態が生じた場合は、失格とする。

入札参加資格要件の詳細については、入札説明書において示す。

- 3) 参加資格確認基準日

資格確認基準日は参加表明書の提出期限日とする。

(8) 審査及び選定に関する事項

- 1) 審査委員会

民間事業者の選定に当たり、九州大学に学識経験者・有識者等で構成する審査委員会を設置する。

審査委員会は、提案内容審査における評価項目の詳細に係る検討及び入札参加者から提出された提案書の審査を行う。

2) 審査及び選定

審査は、総合評価方式によることとし、第一次審査と第二次審査の二段階に分けて実施する。

審査委員会は、入札価格及び建設等・維持管理能力及びその他の条件等を総合的に評価する。

大学は審査委員会の評価を踏まえ、最も優れた提案を行った者を落札者とする。

審査委員会において、落札者を選定するまでの間に、入札参加企業又は入札参加グループの構成員が国立大学法人九州大学契約事務取扱規程第5条及び第6条の規定に基づく入札参加者の制限又は国の指名停止措置を受けた場合には選定しない。

各審査の主な項目は以下の通りとし、具体的な評価基準については入札説明書において示す。

ア 第一次審査における審査の項目（応募者）

- ・資格等要件審査
- ・本事業と同種業務の建設等及び維持管理に関する経験等

イ 第二次審査における審査の項目（応募者のうち入札参加者）

- ・入札価格
 - ・その他の提案内容（本施設の建設等及び維持管理に係る事項等）
- 入札参加者に対して提案内容等に関するヒアリングを実施することもある。

3) 選定結果の公表

大学は審査委員会の審査結果を踏まえ落札者を選定した場合には、その結果を速やかに九州大学ホームページ及び文部科学省ホームページへの掲載等その他適宜の方法により公表する。

(9) 落札者を選定しない場合

民間事業者の募集、評価・選定に係る過程の中で、応募者がいない、あるいは、いずれの入札参加者も公的財政負担の縮減等の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断された場合等には、落札者を選定せず、特定事業の選定を取消す。

特定事業の選定を取り消す場合には、この旨を速やかに公表する。

(10) 契約に関する基本的な考え方

1) 事業契約の概要

事業契約は、建設等及び維持管理業務を包括的かつ詳細に規定する平成33年3月までの契約となる。なお、事業契約書(案)については入札説明書とともに公表する。

2) 特別目的会社の設立

本事業に係る入札の結果、落札者として決定した場合、落札者は本事業を実施する商法(明治32年法律第48号)に定める株式会社として特別目的会社を設立する。

この場合、大学は、落札者と建設等及び維持管理業務に当たって必要となる事項等について基本的な協定を締結し、当該協定に規定した事項に基づき、落札者が設立した特別目的会社と事業契約を締結する。

なお、落札者となった入札参加企業又は入札参加グループの構成員は、当該会社に対して出資するものとする。その出資比率は全体の50%を超えるものとする。

すべての出資者は、契約が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、大学の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

(11) 提出書類の取扱い

1) 著作権

本事業に関する入札提出書類の著作権は入札参加者に帰属する。

また、入札参加者から提出された資料は、落札者の選定に関わる公表以外に入札参加者に無断で使用しない。

2) 特許権等

入札参加者の提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った入札参加者が負う。

3. 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

(1) 予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担

1) 責任分担の考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、選定事業者が担当する業務については、

選定事業者が責任を持って遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として選定事業者が負うものとする。ただし、大学が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、大学が責任を負うこととする。

2) 予想されるリスクと責任分担

大学と選定事業者の責任分担は、原則として資料1「リスク分担表(案)」によることとする。

ただし、選定事業者が責任を負うべきとしたリスクで大学が責任を負うべき合理的な理由があるもの、及び現段階で分担が決定されていないものについては、民間事業者等からの発案、意見等により、入札公告までに分担の変更又は分担の決定を行うことがあり、入札説明書の公表時において明らかにする。

3) リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

原則として、大学又は選定事業者のいずれかが責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用は、責任を負う者が全額負担することとする。また、大学及び選定事業者が共同して責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用の負担方法については、入札説明書において定めるほか、詳細については事業契約書において定める。

(2) 提供されるサービス水準

本事業において実施する業務の要求性能及びサービス水準については、要求水準書として入札説明書と併せて提示する。

(3) 選定事業者の責任の履行に関する事項

選定事業者は、事業契約書(案)に基づき作成された事業契約書に従い、誠意をもって責任を履行する。

なお、事業契約締結に当たっては、事業契約の履行を確保するために、以下のいずれかの方法による事業契約の保証を行うことを想定している。

- ・ 契約保証金の納付
- ・ 履行保証保険付保等による保証措置

(4) 事業の実施状況のモニタリング

1) モニタリングの目的

大学は、選定事業者が、定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に規定した要求水準を達成しているか否かを確認するとともに、選定事業者の財務状況を把握するためにモニタリングを行う。

2) モニタリングの方法

モニタリングの具体的な方法については、入札説明書等において提示する。

3) モニタリングの実施時期及び概要

ア 工事施工時

選定事業者は、建築基準法に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行い、定期的に大学から工事施工、工事監理の状況の確認を受ける。また、選定事業者は、大学が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告を行うとともに、工事現場での施工状況の確認を受ける。

イ 工事完成・施設引渡し時

選定事業者は、施工記録を用意して、現場で大学の確認を受ける。この際、大学は、施設の状態が事業契約書に定められた水準を満たしているか否かについて確認を行う。確認の結果、事業契約書に定められた水準を満たしていない場合には、大学は修補又は改造を求めることができる。

ウ 施設供用開始後（維持管理段階）

大学は、維持管理段階において、定期的・随時に業務の実施状況を確認する。

エ 財務の状況に関するモニタリング

選定事業者は、毎年度、公認会計士による監査を経た財務の状況について、大学に報告しなければならない。

オ 事業契約終了時

大学は、事業期間終了にあたり、本施設の維持管理の状況等について検査する。なお、その状況が事業契約書で定めた条件に適合しない場合は、修補を求める。

4) モニタリングの費用の負担

モニタリングにかかる費用は、原則大学の負担とする。

5) 対価の減額等

モニタリングの結果、事業契約書で定める業務要求水準が達成されていないことが判明した場合、大学は選定事業者に対して支払額の減額措置又は修復勧告を行う。減額の考え方については、入札説明書等にて提示する。

4. 立地並びに規模及び配置に関する事項

(1) 立地に関する事項

施設概要については、資料2・3に示すとおり。

(2) 土地に関する事項

選定事業者は建設期間中、選定事業の用に供するために、大学が所有する土地のうち必要な範囲を無償で使用することができる。

5. 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

(1) 紛争が生じた場合の基本的な考え方

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、その他事業契約に関して紛争が生じた場合には、大学と選定事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約に定める具体的な措置に従う。

(2) 管轄裁判所の指定

事業契約に関する紛争については、福岡地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

事業の継続が困難となる事由について、選定事業者の責めに帰す場合、大学の責めに帰す場合、いずれの責めにも帰さない不可抗力等の事由による場合に分けて、それぞれの措置を事業契約書において規定するものとする。基本的な考え方は次のとおりである。

(1) 選定事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア 選定事業者の提供するサービスが事業契約に定める要求水準を下回る場合、その他事業契約書で定める選定事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、大学は、選定事業者に対して、修復勧告を行い、一定期間内に修復策の提出・実施を求めることができるものとする。選定事業者が当該期間内に修復をすることができなかつたときは、大学は事業契約を解約することができるものとする。

イ 選定事業者が倒産し、又は選定事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、大学は事業契約を解約することができるものとする。

ウ 前各号の規定により大学が事業契約を解約した場合、大学は事業契約書に定めるところに従い、大学が負うべき債務の放棄あるいは損害賠償の請求を行うことができるものとする。

(2) 大学の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア 大学の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、選定事業者は、事業契約を解約することができるものとする。

イ 前号の規定により選定事業者が事業契約を解約した場合、大学は、選定事業者に生じる損害を賠償するものとする。

(3) いずれの責めにも帰さない事由により本事業の継続が困難となった場合

ア 不可抗力その他大学又は選定事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、大学と選定事業者は、事業継続の可否について協議を行う。

イ 一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、大学及び選定事業者は、事業契約を解約することができるものとする。

ウ 前号の規定により事業契約が解除される場合、大学は、選定事業者に生じる損害について賠償することを基本とするが、具体的な内容については入札説明書において提示するものとする。

エ また、不可抗力の定義についても、入札説明書において提示するものとする。

(4) 融資機関（融資団）と大学の協議

事業の継続性をできるだけ確保する目的で、大学は、選定事業者に対し資金供給を行う金融機関等の融資機関（融資団）と協議を行い、当該融資機関（融資団）と直接協定を締結することがある。

7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していない。

(2) 財政上、金融上の支援に関する事項

ア 本事業は日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」に対する融資（無利子融資、低利子融資）の対象事業であり、選定事業者は当該融資を利用することは可能であるが、選定事業者は自らのリスクでその活用を行うこととし、大学は同行からの調達の可否による条件変更は行わない。

なお、当該融資制度の趣旨は、民間事業者の提案喚起及び選定事業の安定性向上にあることから、当該融資を織り込む場合には、民間金融機関と同様の金利を前提とすることとしているので、この点に留意して入札提案を行うこと。

また、当該融資制度の詳細、条件等については、応募者が直接同行に問い合わせを行うこと。

(3) その他の支援に関する事項

その他の支援については、以下のとおりとする。

ア 事業実施に必要な許認可等に関し、大学は必要に応じて協力を行う。

イ 法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、大学と選定事業者で協議を行う。

8. その他特定事業の実施に関し必要な事項

(1) 情報公開及び情報提供

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に基づき情報公開を行う。情報提供は、適宜、九州大学ホームページ及び文部科学省ホームページへの掲載等その他適宜の方法により行う。

(2) 入札に伴う費用負担

入札参加者の入札にかかる費用については、すべて入札参加者の負担とする。

実施方針等に関する問い合わせ先：

九州大学施設部施設企画課企画係

住所 〒812 - 8581 福岡市東区箱崎6丁目10番1号

T E L 092-642-2216

F A X 092-642-2207

E-mail sskkeika@jimu.kyushu-u.ac.jp

様式

- (様式1) 実施方針に関する質問書
- (様式2) 実施方針に関する意見・提案書

添付資料

- (資料1) リスク分担表(案)
- (資料2) 九州大学伊都キャンパス案内図
- (資料3) 実験施設一覧表
- (資料3-2) 施設整備配置計画図

(様式1)

平成 年 月 日

(本手続きは終了した)
実施方針に関する質問書

九州大学(伊都)実験施設整備事業実施方針について質問がありますので提出
します。

質問事項	(実施方針 ページ 行目)
内容	
質問者	会社名 所在地 所属担当者名 電話・ファクシミリ番号

注1 質問は、簡潔かつ具体的に記入してください。

2 質問事項は、この用紙1枚につき1件とします。

(頁 / 質問総数 頁)

(様式2)

平成 年 月 日

(本手続きは終了した)

実施方針に関する意見・提案書

九州大学(伊都)実験施設整備事業実施方針について意見・提案がありますので提出します。

意見等事項	(実施方針 ページ 行目)
内容	
意見・提案者	会社名 所在地 所属担当者名 電話・ファクシミリ番号

注1 意見等は、簡潔かつ具体的に記入してください。

2 意見等事項は、この用紙1枚につき1件とします。

(頁 / 意見等総数 頁)